



中国地方における水産物行商活動の変容

メタデータ	言語: jpn 出版者: 宮崎大学教育文化学部 公開日: 2011-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 周作 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10458/3445

中国地方における水産物行商活動の変容

中村 周作

Changes in the Seafood Peddling Activity in the Chugoku District

Shusaku NAKAMURA

1. はじめに

(1) 1980年代前半当時の水産物行商

筆者は、かつて、わが国全域を対象として水産物行商人の分布と活動の地域的展開、およびその行動上の特徴について論究した¹⁾。その内容を要約すると以下のようなになる。

1983～84年に各都道府県、および保健所食品衛生関係機関より得たデータによると、当時、日本全体でいわゆる在来型水産物行商人²⁾がおおよそ22,000名、自動車営業者がおおよそ15,000名あった。在来型行商人の集中地区は、主要産地市場の分布に符号しており、大消費地に近接する漁村などに顕著な集中がみられた。一方、自動車営業者は、従来の鮮魚流通の空白地であった内陸部や僻地性の強い地域で多く活動を展開しており、活動地域に関して、在来型行商人との大きな違いがみとめられた。

営業形態についてみると、在来型行商では、かつて全国的にみられた竹籠を使う「振り売り」³⁾や「いただき」⁴⁾などといった古典的スタイルはなくなり、合成樹脂製ないし金属製容器が使われ、重量がかさむために、リヤカー、手押し車、自転車、単車などが使われている。また、自動車営業には、氷冷蔵式と機械式冷凍冷蔵式のものがあり、前者が顧客集中の著しい西日本、後者が顧客の分散する東北・北海道を中心に展開していた。これとは別に、自動車営業では消費者の需要に対応して、都市部をまわるものに小型鮮魚専用車、農山村部をまわるものに野菜、肉、菓子などとの混載車が多くみられた。

さらに、山陰地方(山口県北部・島根県・鳥取県・兵庫県北部地域)⁵⁾を事例に、より詳細な分析を試みた。当地方には当時、在来型行商人が1,207名、自動車営業者が1,067名あった。在来型行商人は、ほとんどが漁村に居住し、産地市場で仕入れを行う「産地型行商人」⁶⁾であり、消費地市場で仕入れを行う「消費地型行商人」⁷⁾はわずか173名であった。一方、自動車営業者は、「産地型」が501名、「消費地型」が539名と拮抗していた。

性別の内訳では、「産地型行商人」で女性が90.5%、「消費地型行商人」で男性が56.1%、「産地型自動車営業者」で男性が65.5%、「消費地型自動車営業者」で男性が87.0%を占めてい

た。また、平均年齢をみると、「在来型行商人」が61.5歳となっており、男女差はほとんどみとめられなかった。一方、「自動車営業者」は全体で47.7歳であり、男性が女性よりも2歳強若くなっていた。このことは、行商の就業主体が当時でも太平洋戦争終戦直後の混乱期に開業した者たちで構成され、高齢化が進行していたのに対し、自動車営業は、高度経済成長期が始まって以降に開業した壮年層を中心としていることを意味している。

山陰地方における営業者の分布をみると、在来型行商人は、産地漁村に集中しているのに対し、自動車営業者は、内陸山間地に至るまで、少数ずつ著しい分散を示すことがわかった。また、行商人集団は、仕入れ地、もしくは目的地までの鉄道やバスなどの交通機関をともにする者の間で結成されていた。

(2) 問題の所在

かつての調査時点から20年近くを経た今日では、山陰地方の水産物行商は、その活動形態、活動内容ともに大きな変容が予想される。特に営業者の新規参入が見込めない在来型行商の場合、著しい高齢化、営業者数の急減、そして活動の消滅さえもが危惧される状況にあるといえよう。本稿では、水産物を扱う在来型行商、および自動車営業の実態に関する第1報として、中国地方について各県別にその実態を取り上げた上で、特に前稿との比較を行うために、山陰地方の事例について詳細な検討を加える⁸⁾。

2. 在来型行商および自動車営業活動の実態

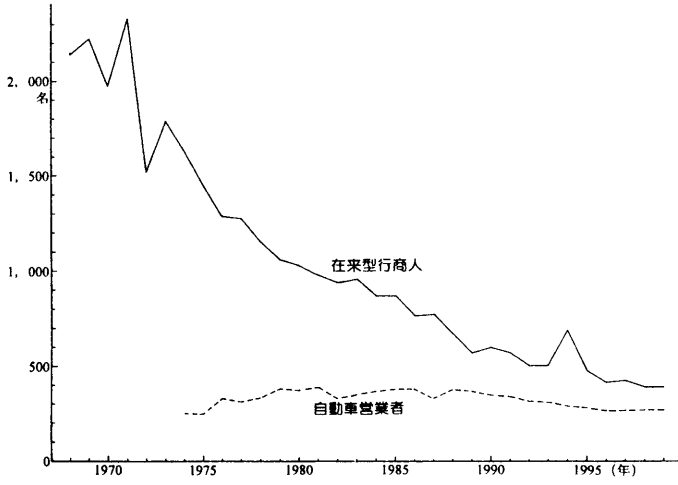
(1) 山口県

山口県には、水産物行商に関する条例法規として「山口県魚介類行商取締条例」⁹⁾があり、これに基づいて、業者は営業地保健所において2年更新の許可を得て営業を行っている。一方、自動車営業は、「食品衛生法」¹⁰⁾に基づき、これも営業地保健所において5年更新の許可を得て営業を行っている。

在来型行商では、断熱材を巡らした金属、合成樹脂等容器の使用と碎氷冷却が義務づけられている。第1図をもとに、行商人数の変化についてみてみよう。在来型行商の場合、終戦直後、下関で開かれた行商人の集会に県下一円から2万人が集まったという話も残っているが¹¹⁾、山口県生活衛生課の資料が残っている中では、1971年当時の2,330名が最大であった。その後減少し、1999年度末では390名となっており、28年間での減少率が83.3%、年当たり3.0%の大幅減を示した。

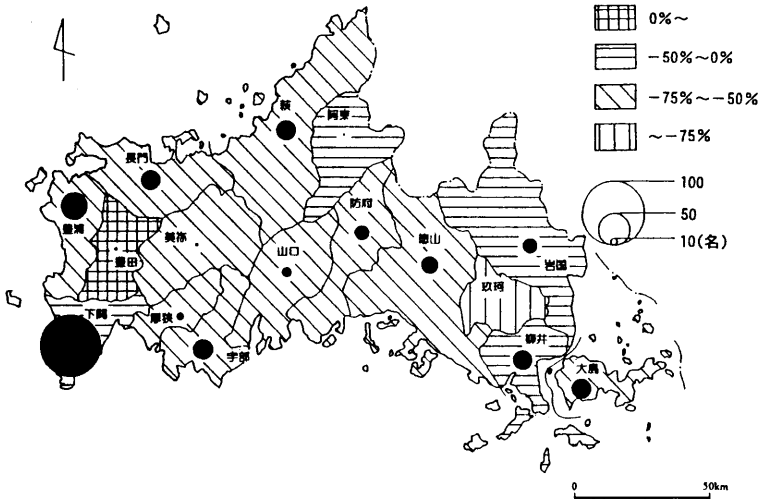
自動車営業では、冷蔵・冷凍設備の設置が義務づけられているが、氷冷蔵式も認められている。その営業者数は、1981年には390名であったが、1999年度末には270名と減少しており、18年間の減少率が32.8%、年当たり1.8%となっている。

第2-1図をもとに、保健所区別分布をみると、在来型行商では下関市の98名が最大であり、宇部、柳井などが50名を越えるなど、瀬戸内海側の沿岸部諸地域に多いことがわかる。しかしながら、1972年当時、瀬戸内海側よりもむしろ多かったのが、豊浦、長門、萩といった山陰側沿岸部の諸地域であった。当時、合計304名を数えたこの地域の業者数は、1999年には102名に激減している。この減少は、しかし、高齢化から当然予想された結果であり、むしろ瀬戸内海側都市近郊地域の業者が高齢化の進む中で健闘しているといえることができる。見方を変えるな



第1図 山口県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

山口県環境生活部生活衛生課などの資料により作成。



第2-1図 山口県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

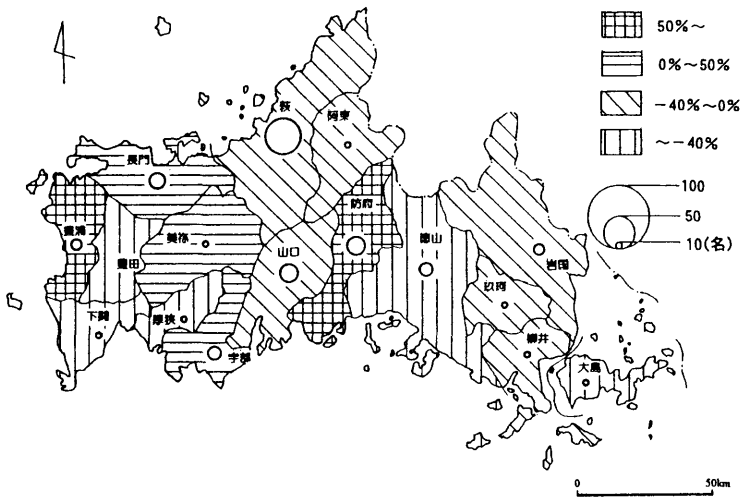
増減率：1982～1999年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は、1982年当時のもの。

山口県環境生活部生活衛生課などの資料により作成。

らば、この期間に在来型行商活動の中心が、魚介類産地の集中する長門（山陰）地方から、人口稠密で魚介類消費の多い周防（瀬戸内）地方へと大きくシフトしたといえる。なお、在来型行商活動不活発地域であった玖珂保健所管内は、営業者が0となった。

自動車営業者の保健所区別分布をみると（第2-2図）、1972年で82名、1999年で63名と数は減少しているものの主要魚介類産地である萩保健所管内が県内最大であることに変わりはないが、特に営業者数が増加している防府保健所管内（増加率61.1%）と豊浦保健所管内（同88.9%）が目される。一方で、自動車営業活動不活発地域である豊田保健所管内は、営業者が0となった。



第2-2図 山口県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

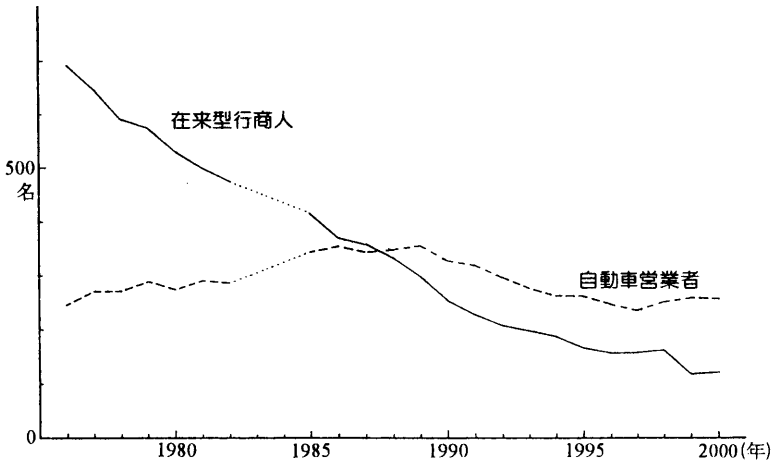
増減率：1982～1999年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は、1982年当時のもの。

山口県環境生活部生活衛生課などの資料により作成。

(2) 島根県

島根県には、魚介類行商に関する条例法規として「島根県魚介類行商条例」¹²⁾があり、これに基づいて営業者は、住所地保健所において3年更新で登録し、営業を行っている。一方、自動車営業は、「食品衛生法」および「食品営業自動車取扱要領」¹³⁾に基づき、住所地保健所において、5年更新の許可を得て営業を行っている。



第3図 鳥根県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

鳥根県健康福祉部薬事衛生課などの資料により作成。

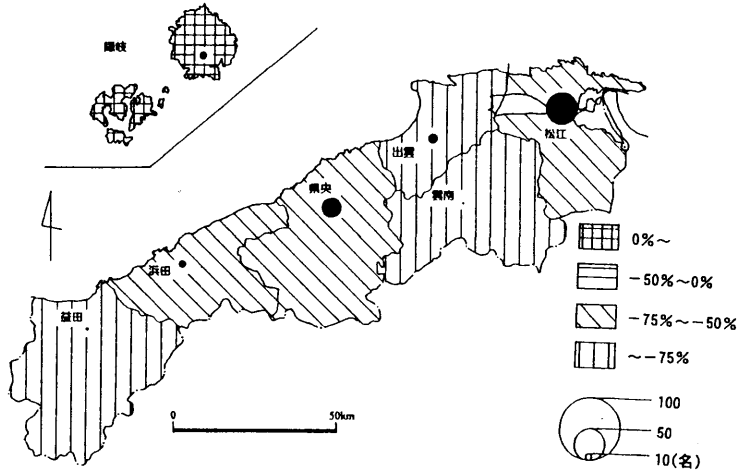
在来型行商では、容器材質に関する規制はないが、清潔に保つこと、汚臭、汚液の防止が義務づけられている。第3図をもとに、業者数の変化についてみると、鳥根県食品衛生系の資料が残っている中では、1976年の692名が最大であったが、2000年末でわずか121名となっている。24年間の減少率が82.5%、年当たり3.4%の大幅減となった。

自動車営業では、水冷蔵式も認められており、肉、野菜、菓子などとの混載型ではなく、魚介類専用車が使われている。その営業者数は、1989年時点の354名が2000年末で257名となり、11年間の減少率が27.4%、年当たり2.5%となっている。

第4-1図をもとに、在来型行商人の保健所区別分布をみると、1976年当時も189名、2000年でも51名と、数は減じているものの県内でも圧倒的多数を占めているのが松江保健所管内である。ただ、前回調査時からの増減率でみると、隠岐保健所管内が0%であり、営業活動の継続がみとめられる。

自動車営業者の保健所区別分布をみると(第4-2図)、中心都市である松江保健所管内への集中が著しいが、特に県央保健所管内で増加(増加率51.4%)している点が注目される。

第5図は、松江保健所に問い合わせで作成した営業者の性別・年齢階梯別構成図である。これによると、在来型行商人51名のうち、男性はわずか1名、平均年齢が73.7歳、その内の82%までが鹿島町^{えとも}から松江市に出る者であった。なお、1976年当時、当該区間には3台の「魚商人専用バス」が出ていたが、これは利用者の減少によって3年ほど前に廃止された¹⁴⁾。一方、自動車営業者は、男性が69.5%、平均年齢は59.4歳となっている。こちらは、松江市や鹿島町、鳥取県西部の沿岸地区の他、内陸部まで営業者居住地の分散がみとめられる。

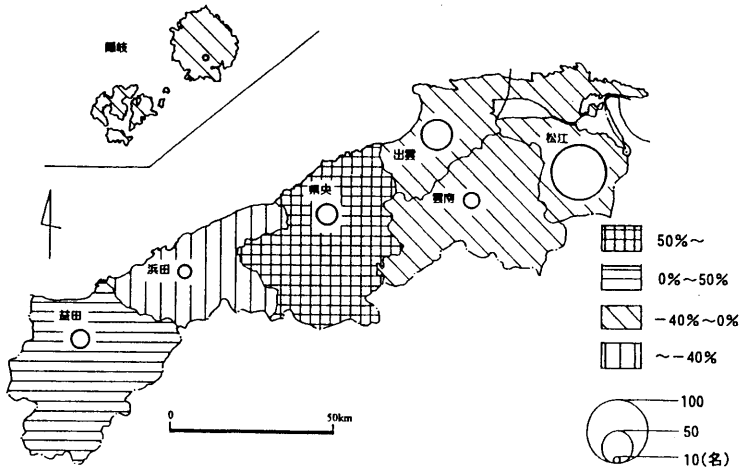


第4-1図 鳥根県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1982～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は、2000年現在のもの。

鳥根県健康福祉部薬事衛生課などの資料により作成。

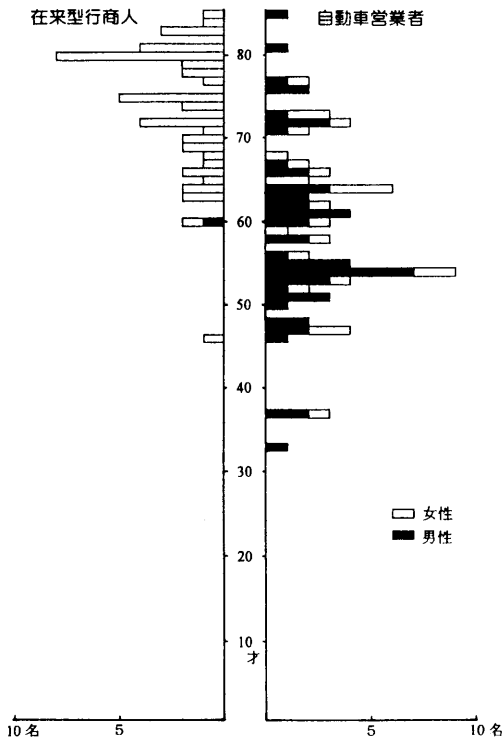


第4-2図 鳥根県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1982～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は、2000年現在のもの。

鳥根県健康福祉部薬事衛生課などの資料により作成。



第5図 松江保健所管内在来型行商人・自動車営業者の性別年齢構成

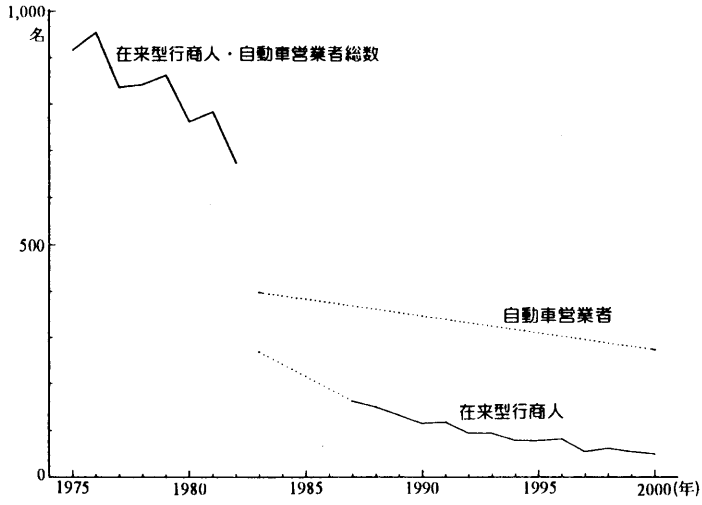
松江保健所資料により作成。

(3) 鳥取県

鳥取県には、水産物行商に関する条例法規として「鳥取県魚介類行商条例」¹⁵⁾があり、これに基づいて営業者は、住所地保健所において2年更新で許可を得て営業を行っている。一方、自動車営業は、「食品衛生法施行条例」¹⁶⁾に基づき、住所地保健所で5年更新で許可を得て営業を行っている。

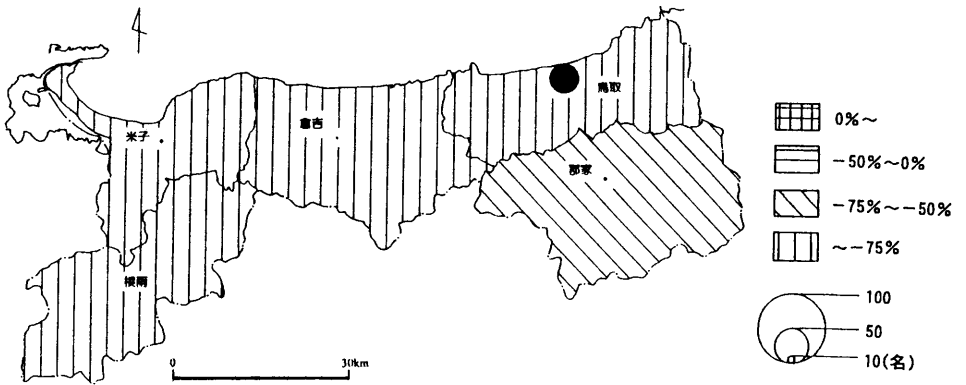
在来型行商では、蓋付きの金属、または合成樹脂製容器の使用と氷冷蔵が義務づけられている。第6図をもとに、業者数の変化をみると、在来型行商人は、1983年時点で269名であったが、2000年度末で50名となり、17年間の減少率が81.4%、年当たり4.8%の大幅減となっている。

自動車営業では、氷冷蔵式も認められており、鳥根県の場合と同様、混載車ではなく魚介類専用車が多い。その営業業者数は、1983年当時の399名が2000年度末で226名となっており、17年間の減少率が43.4%、年当たり2.6%の減少を示した。



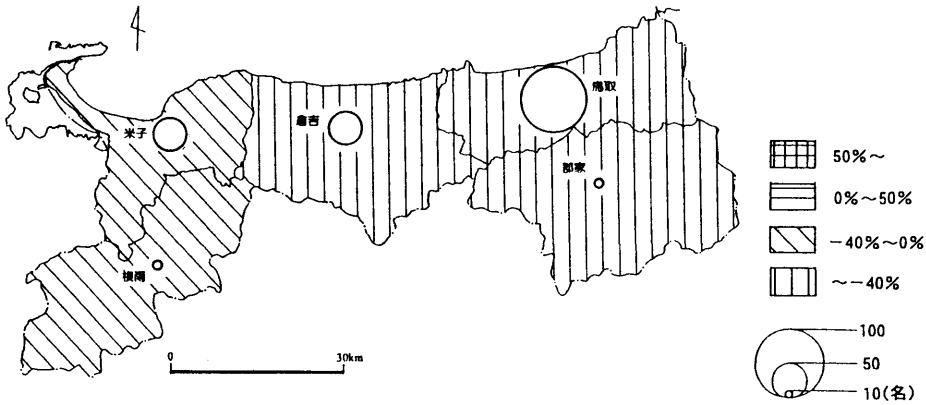
第6図 鳥取県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。
鳥取県生活環境部県民生活課などの資料により作成。



第7-1図 鳥取県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1983～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。
保健所管轄区は、1983年当時のもの。
鳥取県生活環境部県民生活課などの資料により作成。



第7-2図 鳥取県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

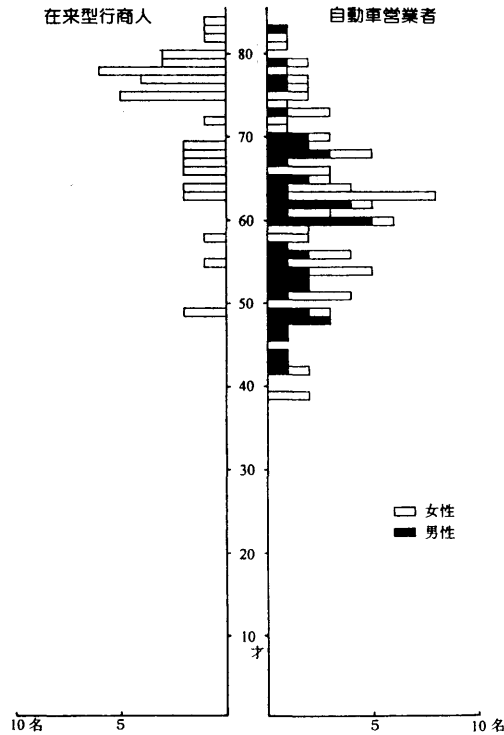
増減率：1983～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。
 保健所管轄区は、1983年当時のもの。
 鳥取県生活環境部県民生活課などの資料により作成。

第7-1図、第7-2図をもとに、保健所区別分布を見ると、在来型行商人では鳥取保健所管内が42名と多く残っているが、他はほとんど壊滅的状态となっており、特に(旧)根雨保健所管内では、営業者が0となった。一方、自動車営業者も一様に減少しているが、その中でも鳥取保健所管内の97名、米子保健所管内51名、倉吉保健所管内50名と主要都市部への集中が顕著である。

鳥取保健所資料より作成した営業者の性別・年齢階梯別構成図(第8図)によると、在来型行商人42名全員が女性であり、平均年齢が72.0歳であった。また、その半分の21名が岩美町網代から出ており、かつて多かった鳥取市内の主要漁業集落である賀露町は、わずか4名に減っている。一方、自動車営業者は、性別で男性が52%とほぼ半々であり、平均年齢は61.4歳であった。こちらは、鳥取市賀露町17名、岩美町浦富16名、同町網代15名などが中心的輩出地となっており、松江と比べ、「産地型自動車営業者」の割合の高さに特徴がみられる。

(4) 岡山県

岡山県には、水産物行商に関する条例法規として、「岡山県魚介類行商条例」¹⁷⁾があり、これに基づいて営業者は、住所地保健所において2年更新で登録し、営業を行っている。一方、自動車営業は、「食品衛生法施行条例」¹⁸⁾に基づき、住所地保健所において、5年更新の許可を得て営業を行っている。



第8図 鳥取保健所管内在来型行商人・自動車営業者の性別年齢構成

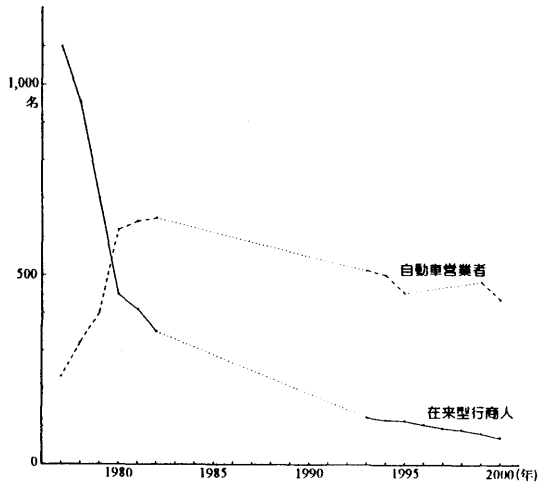
鳥取保健所資料により作成。

在来型行商では、金属または合成樹脂製容器の使用と10℃以下での冷蔵保存が義務づけられている。第9図をもとに、業者数の変化をみると、在来型行商人は、1977年時点で1,100名を数えたが、2000年度末ではわずか71名となり、23年間の減少率が93.5%、年当たり4.1%の大幅減となった。

自動車営業では、氷冷蔵式が認められている。その営業者は、1982年当時の650名が2000年度末で437名となり、18年間の減少率が32.8%、年当たり1.8%となっている。

第10-1図、第10-2図をもとに、保健所区別分布を見ると、在来型行商人では県内一円で減少率が大きくなっているが、その中でも井笠保健所管内の30名、岡山保健所管内の16名などが集中地域となっている。一方で活動不活発地域である阿新・高梁・東備各保健所管内は、営業者が0となった。

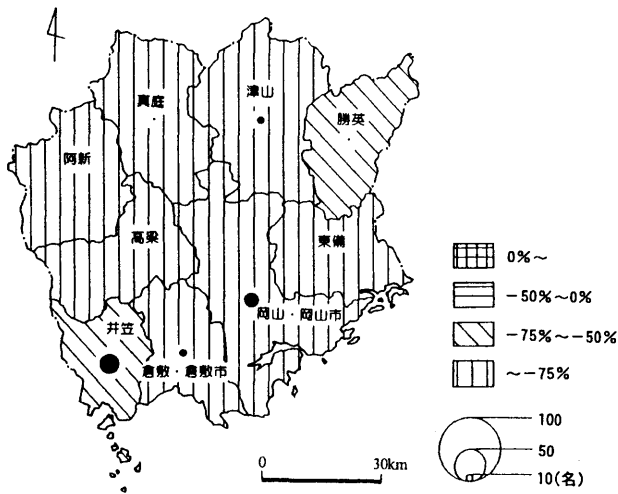
自動車営業は、倉敷保健所管内の112名、井笠管内の98名、岡山市管内53名、岡山保健所管内44名が集中地域となっているが、増減率でみると、阿新保健所管内が唯一70.0%の大幅増となっており、注目される。こうしてみると、在来型行商、自動車営業ともに産地や主要都市部への集中が顕著であるが、特に後者は、一部の山間地でも盛んな営業活動がみとめられることが理解された。



第9図 岡山県における在来型行商人・自動車営業者数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。

岡山県保健福祉部環境衛生課，岡山市保健部生活衛生課などの資料により作成。

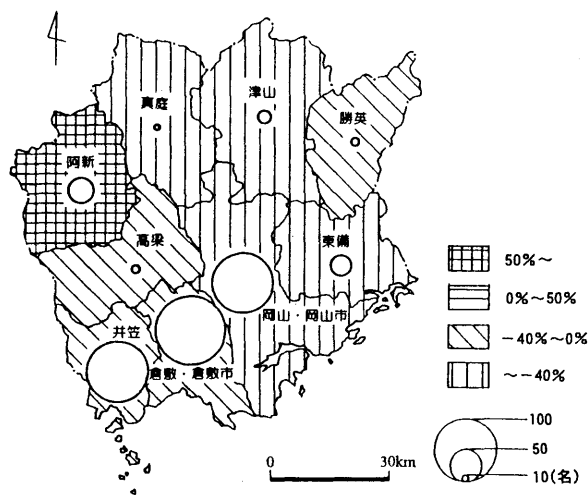


第10-1図 岡山県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1982～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は，2000年現在のもの（一部改変）。

岡山県保健福祉部環境衛生課，岡山市保健部生活衛生課などの資料により作成。



第10-2図 岡山県における自動車営業者の保健所区別分布および増減率

増減率：1982～2000年の期間での総数に対する増減数の割合。

保健所管轄区は、2000年現在のもの（一部改変）。

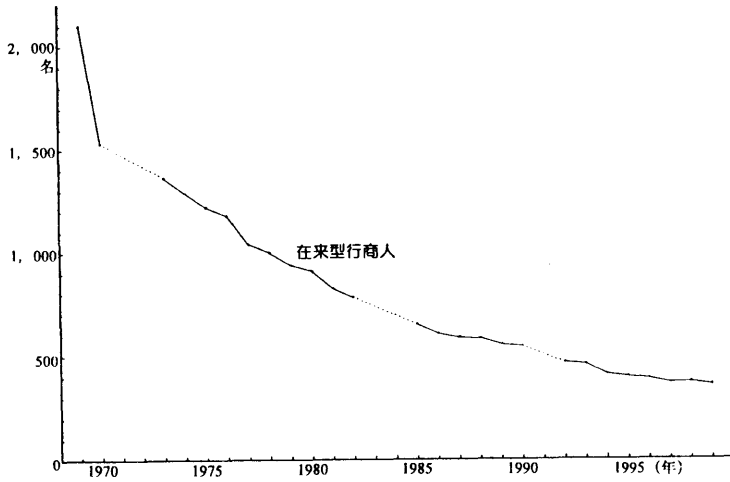
岡山県保健福祉部環境衛生課，岡山市保健部生活衛生課などの資料により作成。

(5) 広島県

広島県には、水産物行商のみに関する条例法規はないが、「食品衛生に関する条例」¹⁹⁾に基づいて、住所地保健所において、5年ごとの施設認定を経て営業を行っている。一方、自動車営業は、「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」²⁰⁾により、住所地保健所において、5年ごとに許可を得て営業を行っている。

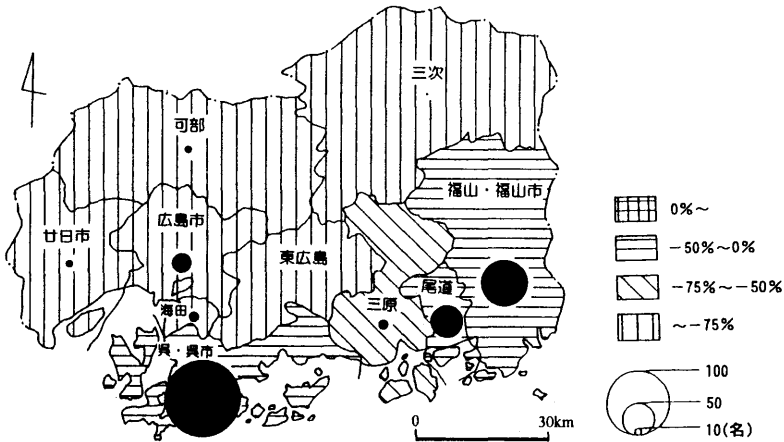
在来型行商では、金属または合成樹脂製容器の使用が義務づけられている。第11図をもとに、業者数の変化をみると、在来型行商人は、1969年には2,100名を数えたが、1999年度末では359名となり、30年間の減少率が82.9%、年当たり2.8%を示した。なお、広島県では、自動車営業活動はみとめられるが、県として許可件数を把握しておらず、その実態は不明である。

第12図をもとに、保健所区別分布をみると、在来型行商では、島嶼部を含む呉市・呉保健所管内の132名、福山市・福山保健所管内の73名、尾道保健所管内の56名などが集中地域を形成しており、消費地である沿岸都市部、および産地である島嶼部に顕著な集中と営業活動の残存がみとめられた。一方で活動不活発地域である東広島保健所管内では、営業者が0となった。



第11図 広島県における在来型行商人数の変化

折れ線グラフの点線部分は資料欠。
 広島県福祉保健部食品衛生室などの資料により作成。



第12図 広島県における在来型行商人の保健所区別分布および増減率

増減率：1982~1999年の期間での総数に対する増減数の割合。
 保健所管轄区は、1999年現在のもの（一部改変）。
 広島県福祉保健部食品衛生室などの資料により作成。

3. 結び

以上、中国地方各県の食品衛生関係資料をもとに、在来型行商、および自動車営業の変容について個別に解説を加えてきた。その結果を要約すると以下ようになる。

- (1) 法規上、在来型行商は各県の関連条例、自動車営業は食品衛生法に基づき、住所地、または営業地保健所での許可、もしくは登録を経て営業を行っている。
- (2) 在来型行商人数は、各地で著しく減少しており、各県の前回調査時から現在までの平均減少率が、中国地方全体で84.7%、年当たり平均3.6%の大幅減少を示した。自動車営業者数も、在来型行商ほどではないが減少し、各県の前回調査時から現在までの平均減少率が、広島県を除く4県で33.6%、年当たり平均2.2%の減少を示した。
- (3) 在来型行商人の保健所管轄区別分布をみると、山陰地方では、松江や鳥取など、管内に県内でも主要な魚介類産地と消費地を抱える主要都市への集中が顕著である。また、山陽側でも沿岸の魚介類産地や主要都市で活動が盛んなことが理解された。さらに特筆すべき変化として、山口県内で活動の中心が山陰側沿岸諸地域から瀬戸内海側都市近郊地域へとシフトしたことがあげられる。しかしこれは、山陰側での営業者の急減が招いた事態といえることができる。
- (4) 自動車営業者の保健所管轄区別分布をみると、これも沿岸の魚介類産地や主要都市への集中が顕著であるが、一部山間地でも店舗商圏の間隙を縫うように営業者の集中、さらには増加したところすらみられた。

最後に、前稿で取り上げた山口県北部（長門地方）・鳥根県・鳥取県・兵庫県北部（但馬地方）を範域とする山陰地方全域における当該業種の変容についてふれる。当地区では、1983年時点で1,207名あった行商人数は、2000年時点では335名と $\frac{1}{3}$ に減り、その平均年齢も特に盛んな地域といえる松江・鳥取管内で72～73歳と著しく高齢化していることがわかった。当地では、魚行商バスがなくなるなど行商者集団の地域的社会的機能そのものが消失しつつある状況といえる。

一方、自動車営業者数も、1983年当時の1,067名から701名に減った。減少率は、在来型行商より小さく、保健所区によっては数の増えたところもみられた。ただし、こちらも営業者の多い松江・鳥取管内での平均年齢が、ほぼ60歳と高齢化が進んでおり、車の荷物の積み込み、積み下ろし、運転など労働の厳しさを考えると、今後、営業者が急減する事態も予想され、非常に厳しい状況にあるということは、在来型行商と変わらないことがわかった。

[付記] 本稿の作成に当たり、資料や情報提供に快く応じていただいた各県食品衛生関係機関の諸氏に厚くお礼申し上げます。本稿の骨子は、2001年度日本地理学会秋季学術大会において発表した。

注

- 1) 中村周作「水産物行商人の空間行動様式—山陰地方の事例を中心として—」, 人文地理37-4, 1985, 22-43頁。
- 2) 徒歩、自転車、単車などを利用する従来型の行商を、後発の自動車営業と区別する意味で「在来型行商」とする。前掲1)26頁。
- 3) 「振り売り」とは、比較的近距离を売り歩く行商のスタイル。肩担運搬の天秤棒などで、物資を振

り提げて売り歩く（棒手振^{ぼてかり}）とか、呼び声を立ててフレ歩くことなどに語源があるとされる。大塚民俗学会編『日本民俗事典』、弘文堂、1972、630-631頁。

- 4) 「いただき」とは、頭に物をのせて運搬する販婦・婦人の行商スタイル。近畿・四国地方で「いただき」、伊豆諸島では「ささげ」などともいう。前掲3) 39, 371-372頁。
- 5) 山陰地方の範囲は、山陰旧5か国（現鳥取・島根両県域）のみを指す場合（山崎謹哉・佐伯岩男・田村正夫『日本地誌要説』、古今書院、1981、48頁）と山口県北部、但馬、丹後、若狭まで加える説がある（香川幹一『新日本地理（上）』、古今書院、1968、109頁）。本稿では、行商圈との関連から行商人が多く利用するJR山陰本線とその支線を含む、山口県北部地方、鳥取・島根県、但馬地方をその範囲とした。前掲1) 32頁。
- 6) 産地（市場）で仕入れを行う行商を「産地型行商」とする。前掲1) 23頁。
- 7) 消費地（市場）で仕入れを行う行商を「消費地型行商」とする。前掲1) 23頁。
- 8) 調査は、2001年8月19日出立、20日山口県庁、21日島根県庁、22日鳥取県庁、23日兵庫県庁、神戸市、岡山県庁、24日広島県庁を訪問し、それぞれ統計類と条例に関する資料の入手、および現地状況に関する若干の聴取り調査を実施した。
- 9) 山口県「山口県魚介類行商取締条例」（昭和26年3月30日山口県条例第20号、改正平成9年3月24日条例第5号）、および同「山口県魚介類行商取締条例施行規則」（昭和60年3月30日山口県規則第10号、改正平成10年3月31日規則第42号）。
- 10) 山口県「食品衛生法施行細則」（昭和48年3月31日山口県規則第10号、改正平成12年12月26日規則第160号）、および同「食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例」（平成12年3月24日山口県条例第7号）。
- 11) 前掲1) 24頁。
- 12) 島根県「島根県魚介類行商条例」（昭和26年3月26日島根県条例第19号、改正平成12年3月17日条例第2号）、および同「島根県魚介類行商条例施行細則」（昭和26年4月17日島根県規則第42号、改正平成8年3月26日規則第18号）。
- 13) 島根県「食品衛生法施行条例」（平成11年12月21日島根県条例第51号、改正平成12年3月17日条例第1号）、および「食品営業自動車取扱要領」（昭和45年4月14日付け薬発第24号厚生部長通知、一部改正昭和63年7月12日付け薬発第169号環境保健部長通知）。
- 14) 恵曇漁業協同組合に対する聴取りによる。
- 15) 鳥取県「鳥取県魚介類行商条例」（昭和40年3月26日鳥取県条例第9号、改正平成11年3月12日条例第11号）、および同「鳥取県魚介類行商条例施行規則」（昭和40年6月1日鳥取県規則第29号、改正平成8年1月30日規則第1号）。
- 16) 鳥取県「鳥取県食品衛生法施行条例」（平成12年鳥取県条例第17号）。
- 17) 岡山県「岡山県魚介類行商条例」（昭和29年3月30日岡山県条例第14号、改正平成12年3月21日条例第31号）、および同「岡山県魚介類行商条例施行規則」（昭和29年4月23日岡山県規則第28号、改正平成6年3月31日規則第16号）。
- 18) 岡山県「食品衛生法施行条例」（平成12年3月21日岡山県条例第37号）。
- 19) 広島県「食品衛生に関する条例」（昭和26年10月25日広島県条例第49号、改正平成13年3月26日条例第12号）、および同「食品衛生に関する条例施行規則」（昭和26年10月25日広島県規則第114号、改正平成10年3月24日規則第14号抄）。
- 20) 広島県「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」（平成12年3月27日広島県条例第11号）、および同「食品衛生法施行細則」（昭和32年10月1日広島県規則第94号、改正平成12年4月1日規則第68号）。

(2002年4月30日 受理)